

第 13 号議案

令和 3 年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算を提出する。

令和 4 年 3 月 2 日

新宮町長 長 崎 武 利

令和３年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算

令和３年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２，９５１千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３７５，４９７千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和４年３月２日提出

新宮町長 長 崎 武 利

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	92,971	△8,167	84,804
	1 一般会計繰入金	92,971	△8,167	84,804
4	繰越金	211	5,216	5,427
	1 繰越金	211	5,216	5,427
歳 入 合 計		378,448	△2,951	375,497

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	後期高齢者医療広域連合納付金	354,801	△2,951	351,850
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	354,801	△2,951	351,850
歳 出 合 計		378,448	△2,951	375,497

1 総括
(歳入)

1 総括
(歳入)

[illegible]

[illegible]

2	歳入	
3	款繰入金	△8,167千円
1	項一般会計繰入金	△8,167千円

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	千円 92,971	千円 △8,167	千円 84,804
計	92,971	△8,167	84,804

4	款繰越金	5,216千円
1	項繰越金	5,216千円

1 繰越金	211	5,216	5,427
計	211	5,216	5,427

節		説明
区分	金額	
1 保険基盤安定繰入金	千円 △2,952	保険基盤安定繰入金 千円 △2,952
2 一般会計繰入金	△5,215	一般会計繰入金 △5,215

1 繰越金	5,216	前年度繰越金 5,216

3	歳	出	
2	款	後期高齢者医療広域連合納付金	△2,951千円
1	項	後期高齢者医療広域連合納付金	△2,951千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	千円 354,801	千円 △2,951	千円 351,850	千円	千円	千円	千円 △2,951
計	354,801	△2,951	351,850	0	0	0	△2,951

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及 び交付金	千円 △2,951	千円 保険料等負担金 △2,951